

記者の

三

百武
石

東日本大震災の津波で帰童74人と教職員10人が犠牲となつた宮城県石巻市市川小を巡り、児童死人の追族が起つた訴訟は、仙台高等裁判所が4月26日、当時の教育長と市教委の事前防災の不備を認め、市と編成に日高円条の賠償命令した。市と與は「校長らに専門家並みの知識を求めるのは無理があり、学校現場にあまりに過大な義務を課す」と上告した。結論は最高裁に持ち越されるが、高裁判決は、全国の教育現場に事前防災の重要性を初めて法的義務として突きつけた画期的なものだ。

私は講演直後、東京から被災地へ入り、同様で子どもを抱えず保護者と偶然会って以降取材を続けていた。仙台等地で講習が始まつたばかりの4年春から仙台支局、その後石巻支局の記者として、1度も懇意な糸井はすべて傍聴した。一來では地圖発生後の大津波の予兆性が争われたが、控訴審は冒頭から趣を異にした。小山浩哉判長が「事前の防災に絞つて審理したい」との方針を示したのだ。

「事前防災」発信の原点に



現地を視察する(手前左から)仙台高裁の朝原直之裁判官と小川英誠判長。遺族の説明を受け、旧大川小から高台の位置を確認した=石巻市で昨年10月

機管理マニュアルに従事時の
服装も一概制限も、被災の度
見るの引き継ぎ方法が書かれ
ていないことを随時に忘わな
かったのが尋ね、元課長が
「振り扱はきちんと理解す
べきだった」と答えると、西
堀前によるべきことだったた
ではないか」と強い口調でた
だした。続けて、ハザードマ
ップで学区の一部が浸水予想
区域に含まれる点を指摘し
て建設と開発係は学校ではあ
くから答えた。立候補条件を要
されは校長の以上の陳述のま
尾は十分可聴で、市教委はそ
れを是正・指導する義務を負
うたと指摘。ハザードマップ
で同小が建設の避難場所に

一せめて教訓に
無念へ思いはせ

「懲戒」が行われる学校事故から
「教訓」を導き出すする教訓

は、高城の創立直後編集部が
昨年10月の訪問を聞いて、石橋
市教委の元学校教育課長を面
いただき場面を紹介した。そ
の場面ではもう一つ、印象的
なものとらがあった。

定されたのは表で、校庭は
は独自の立場から批判的検討
が求められたとして、市教委
は憤慨抜いた末、「裁判とは
別の道」の口を聞いた。続けた
「訴訟に加わらなかつた」

知識と経験の
積み重ね大切

語られるが、その根底には「せめ子」という過度の無神がある。「人を殺してはならない」。そこには意いを重ねてこそ、我が事として教訓を受け止められるのではないか。記者として見て、眞旗の悲しみを繰り返し伝える意味は、物憂の土台を確立するためだと肝に銘じている。

最高法院言い渡し後の法廷で、大川小6年だった次女(34)が亡くなった佐藤敏郎さん(34)が胸を手で覆い、背中を震わせていた姿が忘れられない。当

すべて失い、今も「方不明の問題」に因るがおどよこさだ。現場を知る教員とそれを監督する市教委に防災への備えを求めた朝日新聞に、「教員たちは通りを持つて、これらは『學校は命を守ること』から『第一だ』と走り出すゴーサインにしてほしい」と語る。